

Title	コメント5 近代中国東北地域における土地調査事業 : 「皇産」「蒙地」の問題から
Author(s)	江夏, 由樹
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター = 近代東亞土地調査事業研究通説 = Comparative Study of Cadastral Survey in Modern East Asia, News Letter. 2 P.92-P.94
Issue Date	2007-03
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/27004
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

近代中国東北地域における土地調査事業 —「皇産」「蒙地」の問題から—

江夏由樹

1. 中国東北地域における「皇産」「蒙地」の払い下げ

清末から辛亥革命後、中国東北地域（いわゆる「満洲」）に広く展開していた「皇産」「蒙地」は民間に払い下げられ、「民有地」に再編されていった。「皇産」「蒙地」とは、それぞれ、清朝の時代に、清朝皇室、モンゴル王公が有していたとされる土地である。これらの土地は、辛亥革命後、「官地」と総称された。皇産・蒙地の払い下げにより、清末、また、辛亥革命後の東三省地方政府は巨額の地価収入を獲得した。また、一部の官僚、モンゴル王公、在地有力者にとって、皇産・蒙地の払い下げ事業は自らの私的財産を築き上げていく絶好の機会であった。例えば、官地の解体により、張作霖自身も広大な面積の旧蒙地の権利を掌中におさめていった。すでに、清末の時期より、清朝皇室は皇産の解体に抵抗する政治的力を失っていた。

中国東北地域における皇産・蒙地の民間への払い下げは、それまでの伝統的な身分制に基づいた土地制度の枠組みが解体されることを意味していた。そして、そこに、土地が金銭によって自由に売買される世界が創設されようとしていたと言えよう。ただし、東三省地方政府、および、その政府内部有力者は皇産・蒙地の払い下げを通じて、かならずしも、そこに完全な意味での「自由」な土地市場の創設を目指していたわけではなかった。官地の払い下げを受け、あるいは、その転売を通じて、土地の権利を有することができるのは中国人にのみ許され、外国人の土地所有は厳禁されていた。したがって、日本の企業・個人は中国人の名義を使って、これら土地の払い下げを受け、その実質的権利を獲得しようとした。外国人の土地所有を禁じるという制度的障壁を設けるなかで、例えば、張作霖政権は日本からの土地投資を促しつつ、その利権を自らの掌中におさめようとしていた。他方、日本の政府・企業などにとって、この地で土地権利を自由に獲得できるようにすることが、その経済活動の展開にとって必須の条件であった。こうした歴史的な文脈のなかで、南満洲鉄道株式会社が進めた『満洲旧慣調査報告書』などの編纂事業、さらに、満洲国が実施した地籍整理事業の意味づけなどを明らかにすることができよう。例えば、会社設立当初から、南満洲鉄道はこの地域の土地制度・慣習の調査に本格的に着手した。満鉄が編纂した『満洲旧慣調査報告書』のうち、亀淵龍長『蒙地』、天海謙三郎『内務府官荘』は1914（大正3）年、天海『皇産』は1915（大正4）年という早い時期に刊行されていたことから、そうした事情をうかがうことができよう。これら調査事業の目的が、かつての皇産・蒙地などの歴史、そこに展開していた土地権利関係を探り、その「所有権」獲得のための方策を探ることにあつたことは言うまでもない。

2. 東亜勸業株式会社の歴史からみた「皇産」「蒙地」の問題

第一次大戦後、日本が「満蒙」に対する経済的進出を本格化しようとするなかで、その活動拠点となる土地の取得が必要であった。具体的な事例として、例えば、1921年に日本政府の主導のもとで設立された東亜勸業株式会社の歴史をあげることができる。この会社の資本金（2000万円）の大部分は東洋拓殖株式会社・南満洲鉄道株式会社・大倉組からの出資によるものであり、そのほかに、社長に就任する倉知鐵吉や朝鮮の貴族である李完用らが少数の個人株主として名を連ねていた。倉知鐵吉は元外務次官である。政務局長時代の倉知は韓国併合を推し進めた中心的な人物の一人であった。また、李完用らは日本の韓国併合に協力した朝鮮側の人物であった。東亜勸業の専務取締役の佐々木藤太郎・大淵三樹をはじめとして、会社役員は東洋拓殖株式会社・南満洲鉄道株式会社・大倉組の代表で構成されていた。こうした会社役員も多くも、かつては、台湾や朝鮮において植民地官僚として土地行政に深く関わっていた。元官僚らによる会社設立という経緯をみても、東亜官業の国策会社としての性格を確認することができよう。

東亜勸業は奉天近郊をはじめ、中国東北地域の南部、東部内モンゴルの各地において、合計で約10万町歩の土地を農場用地として有していた。これらの土地の権利は、元々、満鉄、東拓、大倉組の手にあった。これら各社がその土地権利を東亜勸業に引き渡し、そこに会社農場が設けられていったのである。東亜勸業は農場の小作人として、主に、「在満」の朝鮮人労働力を想定していた。また、奉天近郊の農場では主に水稻の生産が想定されていたが、東部内モンゴルではこれに加え、さらに、羊毛・羊肉の生産が計画されていた。会社の計画によれば、それら農場は日本への食料（米・羊肉）と衣料品原料（羊毛）を供給する基地として、重要な役割を果たすとしていた。つまり、東亜勸業株式会社は日本の資本、中国東北地域の土地、朝鮮人の労働力を結び付け、米と羊毛を生産する大規模な農場の設立を図ったのである。

ここで重要な点は、東亜勸業の農場用地となった満鉄、東拓、大倉関係の土地はかつて皇産・蒙地と呼ばれていた土地の一部であったことである。そして、張作霖政権が外国人（日本人）への土地売却を厳しく禁止していたことから、満鉄や東拓は一部の日本人に資金を融資し、さらに、これら日本人はこの地域の有力者の名前を使って旧皇産や旧蒙地の払い下げを受けたのであった。したがって、そこに展開する土地権利関係の実態は実に複雑であった。東亜勸業は皇産・蒙地に展開していた重層的な権利関係をなんら整理することなく、また、その土地取得の合法性にも疑問が残るなかで会社農場を設立していかうとしたのであった。こうした事情から、東亜勸業の農場経営は早々に破綻していった。

3. 「満洲国」地籍整理事業の挫折

1936年、満洲国政府は全国的な土地調査事業に着手し、そこに「近代的」土地制度の確立を図った。つまり、満洲において、各土地の面積、等級、所有者等の確定を行おうとしたのである。これが満洲国の地籍整理事業である。では、なぜ、この事業は「失敗」したのであろうか。この事業推進の中心的人物であった加藤鐵矢（地籍整理局総務処長）の次

の言葉は興味深い。つまり、加藤は『皇産』と『蒙地』は満洲土地制度の『癌』であると述べ、各在地に展開していたかつての皇産・蒙地の複雑で重層的な権利関係の整理が実際には極めて困難であることを強調していた。このことは、上記の東亜勸業農場用地の問題で見た通りである。さらに、かつての清朝皇帝であった溥儀が満洲国の執政、皇帝として登場したことは問題をさらに複雑にしていた。つまり、地籍整理事業によって多くの土地がかつての皇産であったことが明らかになれば、満洲国皇室がそれら土地に対する権利を改めて主張することが考えられた。地籍整理事業の推進が、皇産・蒙地問題の存在を掘り起こしてしまう可能性がそこに存在したのである。こうした事実は、近代中国東北地域における地籍整理事業の歴史を考察していくためには、清朝の時代の土地問題と有機的な連関のなかでとらえていくことの必要性を示している。